

仕 様 書

- 1 業務名
恵下埋立地警備業務
- 2 履行場所
恵下埋立地 広島市佐伯区湯来町大字和田1690番地
- 3 業務内容等
警備員が行う業務内容、業務に従事する日時等については、別表「業務内訳表」によるほか、次のとおりとする。
なお、休憩、仮眠中に非常事態が発生した場合、当然に非常事態への対応を行うこと。
 - (1) 建物及び埋立地内の巡視及び警戒
建物及び埋立地内における火災、盗難、不法投棄等の事故を未然に防止し、施設保全を図るため、巡視及び警戒を行うものとし、主に次の内容を確認・点検して、異常があった場合には、適宜処理すること。
 - ア たばこの吸殻等火気の有無
 - イ 井水の元栓の閉栓
 - ウ 消灯
 - エ 不法投棄の防止
 - オ 危険物の有無
 - カ 不法侵入者の有無
 - キ その他警備上必要と認められる事項
 - (2) 埋立地敷地入口の開錠、施錠
平日及び休日ともに、恵下埋立地関係職員及び清掃等業者の出入りに応じて、臨機に開錠・施錠を行うこと。
 - (3) 非常事態への対応
火災、盗難、災害その他の事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、関係機関への通報等の臨機の措置をとり、直ちに発注者へ連絡するとともに、警備員の身の安全を確保すること。
- 4 業務にあたっての留意事項
警備員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 勤務中は服装を正し、来訪者に対しては礼儀正しく対応すること。
 - (2) 休憩は指定した場所で行うこと。
 - (3) 常に所定の衣服を着用するとともに、身分証明書を携行すること。
- 5 報告事項等
 - (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び警備員の住所、氏名等を報告しなければならない。現場責任者又は警備員に変更があったときも、同様とする。
 - (2) (1)の報告にあたっては、警備業法及び同法施行規則に定める教育を実施したことを証する書類を添付するものとする。
 - (3) 広島市委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、翌月の10日まで（ただし、3月分については3月31日まで。）に提出し、発注者の確認を受けること。
- 6 経費の負担等
 - (1) 受注者は、委託業務に必要な限りで、警備員控室等発注者の施設の一部を無償で使うことができる。
 - (2) 広島市委託契約約款第3条に定める発注者が負担する経費は、電気料及び電話料とする。
なお、使用にあたっては、効率的に使用しなければならない。
 - (3) 打刻鍵は、指定された場所に受注者が設置し、巡回時計は、受注者所有のものを使用する。
 - (4) その他委託業務の遂行に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 7 その他
 - (1) 当該業務に係る履行期間が終了するときは、次期業務が円滑に進捗するよう、業務内容等について、履行期間中に後任の受注者に引き継ぎを行うこと。
 - (2) その他、当該仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

業 務 内 訳 表

別 表

業 務 内 容		就 業 日、時 間 及 び 巡 視 回 数			巡 視 場 所	備 考
1 たばこの吸殻等 火気の有無 2 井水の元栓の閉栓 3 消灯 4 不法投棄の防止 5 危険物の有無 6 不法侵入者の有無 7 その他警備上必要と認められる事項	平日	1 下記の休日を除く日	午後5時 15分から 翌日の 午前8時 15分まで	6回以上	1 埋立地敷地入口 2 設備棟 3 管理棟1階給湯室 4 管理棟2階給湯室 5 受付棟湯沸室 6 計量棟 7 車庫棟 8 車両洗車場 9 埋立地搬入路 10 浸出水処理施設給湯室 打刻鍵は、本市の指示により、10ヶ所設置すること(別図1及び別図2のとおり。)。	巡視にあたっては、巡回時計を使用すること。
	休日	1 土・日曜日	午前8時 15分から 午後5時 15分まで	3回以上		
		2 「国民の祝日に関する法律」に規定する日 3 「広島市の休日定める条例」に規定する日	午後5時 15分から 翌日の 午前8時 15分まで	6回以上		

※ ごみの搬入を特別に行う日(2日間程度)については、原則午後5時15分から翌日の午前8時15分までの勤務とする。

※ 業務は3月31日午前8時15分をもって終了とする。